

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社三重設計と労働者の過半数を代表する者の協定の当事者は、労働者派遣法第 30 条の 4 条 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で 機械開発技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象の従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」は、次の各号に掲げる条件をみたした別表のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和元年 7 月 8 日職発第 0708 第 2 号「労働者派遣法第 30 条の 4 条 1 項第 2 号のイの平均的な賃金額について（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）」の「機械開発技術者」

(2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

(3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の「愛知県豊田市」より調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表のとおりとする。

(1) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額と同額以上であること

(2) 各等級の職務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額との対応関係は次のとおりとする。

A ランク：10 年

B ランク：5 年

C ランク：3 年

D ランク：0 年

2 株式会社三重設計は、第 8 条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機械を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜、休日労働手当は、賃金規定第8条に定める方法を準用し、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、前払い退職手当を毎月の賃金額で支給する。

(賞与の決定に当たっての評価)

第8条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は、賃金規定第11条に定める方法を準用し、その評価に基づき、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期限は、令和4年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

令和4年3月26日

株式会社三重設計

代表取締役 濱中 弥

労働者の過半数を代表する者の協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）に

選出方法（投票による選挙）

設計部課長 鳥居宏好

